

国民健康保険からのお知らせ

●10月1日から国民健康保険の保険証が「藤色」に変わります。

国保に加入する方の世帯に9月下旬、「藤色」の新しい保険証を送付しました。お手元に届いている保険証に記載されている氏名、生年月日、住所などに誤りがないか確認してください。保険証は国保の被保険者であることを証明するものですので大切に取り扱いましょう。

有効期限の切れたクリーム色の保険証は、10月1日以降は使用できませんので各自責任をもって破棄してください。

▼新しい保険証の有効期限は、平成28年9月30日までですが、平成28年9月30日までに75歳になる人の保険証の有効期限は誕生日の前日まで。

▼保険証の右上に赤字で「退」の表示があり、平成28年9月30日までに65歳になる人は誕生日の末日(1日)生まれの人は誕生日の前日(日)まで。

●加入・脱退の届出を忘れずに!!
国保に加入する場合や他の健康保険に加入したために国保をやめる

場合には、14日以内に役場本庁の生活健康課または総合支所の住民生活室へ必ず届出をお願いします。

〔加入時の注意点〕

うっかりして、加入の届け出が遅れてしまうと、資格が発生した時点までさかのぼって保険税を納めていただくこととなります。その間の医療費は、やむをえない事情がある場合を除いて、全額自己負担となりますので注意してください。

〔脱退時の注意点〕

国保をやめる場合で、国保の保険証が手元にあるために、うっかり病院などで保険証を使ってしまつと、国保で負担した医療費を返納してもらうことがありますので注意してください。

■国民健康保険の保険証および加入・脱退に関する問合せ先

生活健康課・町民室

(本庁)

☎(56) 2222

住民生活室

(総合支所)

☎(58) 7070



行政相談週間 10月19日(月)～25日(日) ご存知ですか? 行政相談委員



岡本 優さん(小長井)
☎(59) 2204



山田俊男さん(上長尾)
☎(56) 0385

年金、河川の管理、雇用、道路、電波・通信など、国の仕事やその手続き、サービスについて「困っていることがある」「こうしてほしい」「どこに相談したらいいかわからない」といったことはありませんか。

このような行政に関する住民の皆さんの苦情や要望、問い合わせなどを聞きし、解決を図るのが「行政相談」であり、身近な窓口となるのが「行政相談委員」です。

行政相談委員は、総務大臣が特にお願ひした民間の有識者(ボランティア)の方です。相談は無料で、秘密は厳守されます。お気軽にご相談ください。

▼町の行政相談委員
本町では、2名の相談委員

が皆さんの相談をお受けしています。

▼10月、11月の定例相談日

10月14日(水)

午前9時～11時30分

町文化会館(小長井)

11月18日(水)

午前9時～11時30分

生活改善センター(高郷)

▼静岡行政評価事務所

〒420-0853

静岡市葵区追手町9-50

(静岡地方合同庁舎)

☎054(254)1100

FAX054(254)6513

☎0570-090110

(ナビダイヤル)

☐I1Oshizuoka@soumu.go.jp



エコツーリズム推進員。エコツーリズムの推進・周知拡大に奔走。川根本町エコツーリズムネットワークの事務局も務める。愛媛県出身。
かんとう みき
神東 美希さん

エコツーリズム推進員 神東美希の

エコツー日記

川根本町の魅力をPRする
エコツーリズムネットワーク
活動報告

問い合わせ 役場総合支所商工観光課内 かんとう みき 神東美希 ☎(58)7077

8月20日(木)、旧暦七夕の日。エコツアー初の試み「川根バンブーストック」がもりのくにで行われました。平日開催ながら100名以上の参加があり、盛況のうちに終わりました。

竹 楽器の音楽会あり、竹の工作あり、竹食器で食べる屋台村ありの竹づくし!! 改めて竹の万能性を感じることができました。

イ ベント内で流通するのは「バンブー」と呼ばれる通貨。「円」は一切使えません。足りなくなったら受付でまたバンブーを買い足す仕組みです。屋台村でも工作でもバンブー券、ミュージシャンへのおひねりもバンブー券、温泉だってバンブー券で入れます。

一日だけしか使えないこのバンブー券が大人気。普段の金銭感覚が音を立てて崩れていくような感覚でした。「円」だとケチケチ

ってしまうのですが、「バンブー」だとみんな羽振りがよくなるから不思議。

夕 方からは竹灯ろうでライトアップ。河川敷で巨大な竹オブジェを囲んでキャンプファイヤーです。竹楽器やジャンベでミュージシャンたちがBGMを奏で、参加者たちは火を見つめながらそれぞれに想いを馳せる…とても穏やかな川根時間がそこに流れていました。

今 回のイベントはエコツアー会員だけでなく、町内外いろいろな方の協力で成り立っていました。もりのくにの全面バックアップも心強かったです。イベントを目的にキャンプ場やコテージに宿泊する人もいて、相乗効果があったのではないのでしょうか?

何 より、参加者の心がけが素晴らしい!! ゴミを捨てる人はいないし、参加者自らがトイレを掃

除、初めて会った人同士がどんどんつながっていく場面を目の当たりにしました。「ステキなイベントをありがとう」「ここはとてもいいフィールドだね」という声は何より嬉しかったです。

川 川根の夏の風物詩として「バンブーストック」が定着させ、地域がますます活気づくことを目指します。



バンブー券。1バンブー=100円で流通しました。

川根のみきていが綴る「ブログ版 川根本町エコツー日記」もお楽しみに! <http://eco2kawane.eshizuoka.jp/>

浄化槽使用者の皆さまへ(お願い)

浄化槽は、家庭からの生活排水をきれいな水に浄化して、地域の快適な生活環境を守る役割を担っています。

浄化槽法では保守点検(年3回以上)、清掃(年1回以上)、法定検査(年1回)が義務付けられています。特に、静岡県内の法定検査受検率は全国の中でも低迷しており、県では未受検者に対する指導を行っています。法定検査を受けることで、浄化槽の保守点検や清掃が適正に行われていることが確認でき、浄化槽の点検・調整をより確実に行うことができます。

法定検査の内容は、外観検査、水質検査、書類検査です。検査費用は、一般家庭の場合6千円(口座振替の場合、5500円)となります。

静岡県の啓発事業の一環として、法定検査未受検者に対して、県生活環境課から案内通知や電話による啓発

を実施します。未受検者の方は、ご承知いたたくとともに水環境を守るため、必ず法定検査の受検をお願いします。

▼検査申込み先

一般財団法人 静岡県生活科
学検査センター
☎054(621)5863

▼県問い合わせ先

中部健康福祉センター・環境
課生活環境班
☎054(644)9268



役場生活健康課・町民室 電話(56)2222

住民生活室 電話(58)7070